あきこく通信

vol.08
2025
6月

5月19日（月）国道13号、大仙市協和にて特殊車両の取締りを実施！



国土交通省HP
特殊車両通行制度
▼
https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/

Check!!

特殊車両通行許可制度とは？

最近は車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。
狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車（特殊車両）を通行させるときは**道路管理者の許可**を受けるように**道路法で定められてます**。

ルールを守った運行をお願いします！

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。



▲車両の重量を測定中



▲車両の幅員を測定中

落下物にご注意ください！



当出張所では、利用者の皆様の安全で快適な道路通行を確保するため、路面の異常等の点検や落下物の回収等をしております。故意に捨てられたゴミもありますが、不意に落下したものも多くあります。落下物は大きな事故に繋がることもありますので、運転前に、荷台や装備の確認をお願いいたします。



◆ご意見・お問い合わせ先
国土交通省 東北地方整備局　秋田河川国道事務所 秋田国道維持出張所
〒010-0816　秋田県秋田市泉字登木73-3
TEL 018-862-2276　　FAX 018-864-9040

